

お知らせ

輸入業者各位

平成24年3月12日
経済産業省農水産室

先着順割当て申請時に提出した輸入契約書の内容を変更した場合の手続きについて

先着順割当てについては、各輸入発表の「その他の注意事項」で規定されているとおり、契約書の内容に変更があった場合（輸入割当て証明書に記載された事項以外の事項が変更された場合を含む。）は、輸入通関を行う前に必ず経済産業省の確認を受けなければなりません。

しかしながら、先着順割当ての申請時に提出した契約書の内容を変更したにもかかわらず、当該変更について、経済産業省の確認を受けずに通関する事例が発生しています。このような場合には、当該輸入通関分は輸入発表に基づく輸入割当てを行う際の輸入通関実績として認められません。

先着順割当ての申請時に提出した契約書の内容を変更した場合には、輸入通関を行う前に、必ず経済産業省の確認を受けてください。

なお、各輸入割当ての詳しい申請手続等については、各輸入発表にて御確認ください。

<各輸入発表「その他の注意事項」抜粋>

先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当て証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

【本件のお問い合わせ先】
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部農水産室水産班
電話：03-3501-0532